

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年9月3日(2015.9.3)

【公開番号】特開2013-36035(P2013-36035A)

【公開日】平成25年2月21日(2013.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-009

【出願番号】特願2012-158045(P2012-158045)

【国際特許分類】

C 08 L 1/00 (2006.01)

C 08 K 5/07 (2006.01)

C 08 J 5/24 (2006.01)

B 32 B 5/00 (2006.01)

【F I】

C 08 L 1/00

C 08 K 5/07

C 08 J 5/24 C F C

B 32 B 5/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月14日(2015.7.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セルロース繊維と、粘度が1.0mPa・s以上で、屈折率が1.40以上の有機溶媒とを含有する分散液中で、セルロース繊維をビーズミルにより解纖して微細セルロース繊維分散液を製造し、該微細セルロース繊維分散液とエポキシ樹脂および/またはその前駆体とを混合して微細セルロース繊維-樹脂分散液を製造することを特徴とする、微細セルロース繊維-樹脂分散液の製造方法。

【請求項2】

有機溶媒の少なくとも1種がケトン系溶媒である、請求項1に記載の微細セルロース繊維-樹脂分散液の製造方法。

【請求項3】

該有機溶媒は2種以上の有機溶媒からなる混合溶媒である、請求項1または2に記載の微細セルロース繊維-樹脂分散液の製造方法。

【請求項4】

請求項1～3の何れか1項に記載の製造方法により製造された微細セルロース繊維-樹脂分散液に加熱処理および/または露光処理を施し、有機溶媒を除去して、微細セルロース繊維と樹脂とを含有するセルロース繊維複合体を得ることを特徴とする、セルロース繊維複合体の製造方法。

【請求項5】

請求項4に記載の製造方法により製造された、セルロース繊維複合体。

【請求項6】

基板及び請求項5に記載のセルロース繊維複合体を有する積層体。

【請求項7】

さらに保護フィルムを有する、請求項6に記載の積層体。

【請求項 8】

請求項5または6に記載の積層体を用いた配線基板。